

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（略称  
「カジノ解禁推進法案」）に改めて反対する会長声明

平成28年12月6日

京都司法書士会

会長 森中 勇雄

## 第1 声明の趣旨

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の廃案を改めて求める。

## 第2 声明の理由

### 1 はじめに

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」。以下「本法案」という。）が今国会に改めて上程され、平成28年12月6日衆議院本会議で可決された。本法案は、平成25年12月に国会に提出されたものの、実質的な審議がされることなく、平成26年11月の衆議院解散に際して一旦審議未了で廃案となったものである。その後、平成27年4月に再度提出されたものの、全く審議されないまま今日に至っていたところであった。

当会は、平成26年11月5日付会長声明で本法案の問題点を後記のとおり指摘し、本法案に反対する旨を表明していたところであるが、今般の審議入りを受けて、改めて反対の意思を表明し、本法案の廃案を求めるものである。

### 2 本法案の問題点

#### i 多重債務問題の再燃

当会は、平成26年7月23日付けで「貸金業法等の規制緩和に反対する会長声明」を発出した。同規制緩和により、「多重債務問題改善プログラム」の官民一体の取組により、多重債務者を減少させてきた成果が失われることを懸念したものであるが、本法案は、多重債務者を再び増加させる要因となりうるものである。多重債務の一つの要因には、ギャンブルがあることを忘れてはならない。

#### ii 自殺者の増加

ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性があり、放置すれば、自殺に至る疾患といわれている。厚生労働省の調査によると、我が国のギャンブル依存症の患者は、推定で560万人に達し、諸外国と比較して高い水準にある。ギャンブル依存症対策においては、新たな依存症患者を発生さ

せない取組が重要である。自殺対策基本法においても、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものでなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」とされている。本法案は、新たな自殺の要因を創出することになり、官民を挙げて取り組んだ結果、ようやく減少に転じつつある自殺対策の成果を逆戻りさせてしまうものである。また、ギャンブル依存症は、患者のみならず配偶者や家族にも深刻な影響を及ぼすものであり、その損失は非常に大きい。

### iii 青少年の健全育成への悪影響

本法案で、予定されるカジノ施設は、宿泊施設や飲食施設、物品販売施設、エンターテインメント施設等と一体となって設置される複合的観光施設（「統合型リゾート（IR）」）と呼ばれるものである。

IR施設においては、カジノ施設そのものに青少年が入場することができなくても、宿泊施設や飲食施設等の様々な施設がカジノ施設と一体となっているため、家族が出かける先にカジノ施設が存在するという環境になる。こうした環境では、賭博というものに対する抵抗感が喪失し、成長することになりかねず、青少年の健全育成という観点からも大きな問題がある。

## 3 まとめ

以上のとおり、本法案は、政府のこれまでの取組と逆行するものであり、本法案が成立することにより、刑事罰をもって賭博を禁止してきた法の趣旨が損なわれることになる。その結果、ギャンブル依存症の増加、多重債務者の増加や青少年の健全育成が阻害され、自殺者の増加につながるものと思われる。

本法案については、十分な審議時間を確保し、問題点の検討が行われるべきにもかかわらず、わずか6時間の審議で採決が行われたことはあまりにも拙速である。当会は、本法案に改めて反対の意思を表明し、声明の趣旨の記載のとおり、本法案の廃案を求めるものである。